表紙共２枚

北熊本（Ｒ７）次亜注入機ポンプ取替

件　　名	北熊本（Ｒ７）次亜注入機ポンプ取替						縮　尺	―
図　　名	表　　紙						図　番	1/2
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	営繕主任	施設管理	管財主任	電気係長	設計者
陸上自衛隊北熊本駐屯地　業務隊管理科営繕班							令和7年7月11日	

仕　様　書

1　件　　名：北熊本(Ｒ７)次亜注入機ポンプ取替

2　場　　所：熊本県熊本市北区八景水谷２丁目１７番１号　陸上自衛隊北熊本駐屯地

3　履行期間：契約締結日　～　令和８年３月３１日まで

4　概　　要
次亜注入ポンプ取替　　一式

5　一般事項
(1)　本仕様書については、「北熊本(Ｒ７)次亜注入機ポンプ取替」に適用する。
(2)　本作業は、関係法令、諸規則による他、本仕様書に記載無き事項は次による。
【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修】
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　　最新版
・公共建築改修工標準仕様書（機械設備工事編）　　最新版
(3)　本作業の写真は、作業前・作業中・作業後及び監督官の指示する箇所を撮影し、作業完了後隠蔽となる部分は確実な写真管理を実施する。作業完了後、Ａ４判写真帳に整理して監督官へ提出し、写真は鮮明なものを添付するものとする。
(4)　作業時期及び実施工程等は、事前に監督官と打ち合わせを実施するものとする。
(5)　作業に際し、他の施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業するものとし、万一破損等させた場合は速やかに監督官に報告するとともに、受注者の負担において原状に復旧するものとする。
(6)　作業に際し、本仕様書に記載無き事項で技術上当然作業すべき事項は、受注者の負担において実施するものとする。
(7)　作業に際し、安全管理等には十分留意し、必要に応じて危険防止の措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意喚起を実施し、安全管理を徹底するものとする。
(8)　受注者は、仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
(9)　受注者は自衛隊敷地内への立入り及び敷地内での行動については、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外への立入りを禁止する。やむをえず作業場所以外への立入りを必要とする場合は、監督官の許可を得るものとする。
(10)　本作業の撤去時に発生した発生材（金属屑）は、官側へ返納し、監督官の指定した場所へ運搬集積するものとし、その際、発生材調書を監督官に提出することとする。その他の発生材に関しては、受注者の責任において適切に処分すること。
(11)　監督官の示す書類等は速やかに提出するものとする。

6　特記事項
(1)　下表に示す機器の取替を行う。

名　　称	既　設　型　番	数　　量
液中ポンプ＋コントローラー	NKW-20VL-ACS	２台
液中ポンプ＋コントローラー	NKW-10VL-ACS	２台

(2)　取替機器については、既設同等品以上とする。
(3)　取替作業後、試運転調整を行い、試運転結果報告書を提出するものとする。

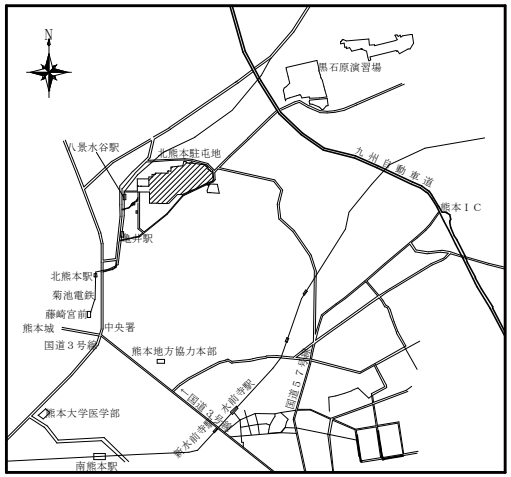

北熊本駐屯地案内図　S=1/150,000

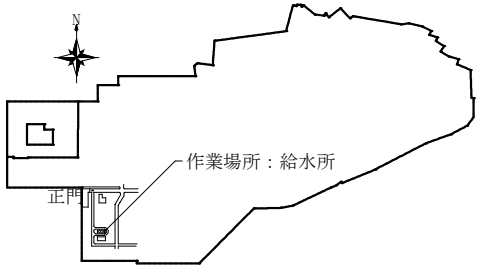

北熊本駐屯地配置図　S=1/15,000

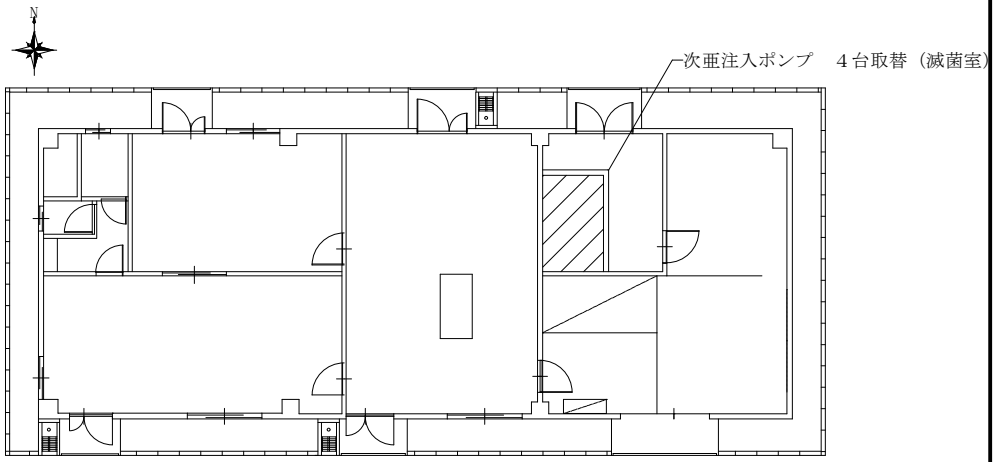

給排水事務室平面図　S=1/150

件　名	北熊本(Ｒ７)次亜注入機ポンプ取替	縮　尺	図　示
図　名	仕様書	図　番	2/2
陸上自衛隊北熊本駐屯地　業務隊管理科営繕班		令和7年7月11日	